

酪農学園大学授業料免除規程

1986年4月1日
規程1986-1号
2026年2月13日
改正規程2025-226号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。

(資格)

第2条 授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。

- (1) 死亡又は生別した場合
- (2) 失職した場合
- (3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
- (4) 火災、風水害等の災害を受けた場合

(申請)

第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 家庭調書及び資力調書
- (4) その他、本学が必要とする証明書

(提出期限)

第4条 授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

(免除期間)

第5条 授業料免除期間は、1年間とする。

(審議)

第6条 授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。

(選考)

第7条 授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

2 選考に関する必要な事項は、別に定める。

(決定通知)

第8条 授業料免除学生は、教授会及び評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。

(資格の取消)

第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することがある。

(事務局)

第10条 授業料免除に関する取扱事務は、学生支援課で行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（1986年4月1日規程1896-1号）

この規程は、1986（昭和61）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988（昭和63）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1989（平成元）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992（平成4）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2018年10月1日改正規程2018-51号）

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日改正規程2020-11号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年6月29日改正規程2023-205号）

この規程は、2023年6月29日から施行する。

附 則（2026年2月13日改正規程2025-226号）

この規程は、2026年4月1日から施行する。